

# 復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日付で「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間について、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が付加されることとなりました。

このため、平成25年1月1日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の解約・譲渡益や分配金の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

## 復興特別所得税を付加した税率(平成25年1月1日以降)

	平成24年12月31日 まで	平成25年1月1日 ～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～ 平成49年12月31日
円預金・外貨預金の利息	<b>20%</b>	<b>20.315%</b>	
公共債の利子 公社債投資信託の 解約益、分配金	国税 15% 地方税 5%	国税 15.315% 地方税 5%	
株式投資信託の 譲渡益、分配金	<b>10%</b> 国税 7% 地方税 3%	<b>10.147%</b> 国税 7.147% 地方税 3%	<b>20.315%</b> 国税 15.315% 地方税 5%
信用金庫の 普通出資配当金	<b>20%</b> 国税 20%	<b>20.42%</b> 国税 20.42%	

※ 上記は、源泉徴収をおこなう主な金融商品について記載しています。

※ 利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払を受けるべき利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます。

※ 今後税制が改正された場合は、内容が変更となる場合があります。

※ 記載されている税制の説明は、一般的な内容です。課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認ください。